

## 法人市民税の税率

均等割

法人の区分		均等割額
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人(資本金の額又は出資金の額を有しないもの)		5万円
資本金等の額	岡崎市内従業者数	
1千万円以下の法人	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円を超える法人	50人以下	41万円
	50人超	300万円

平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合、上表の資本金等の額は資本金および資本準備金の合算額または出資金の額となります。